

## 第1回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会

日時：令和5年4月27日（木）

午前10時～正午

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 大東市長あいさつ

市長：皆さん改めまして、おはようございます。本日ここに第1回の大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。大変、皆様ご多用の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。平素、皆様には本市の市政の推進に様々な形で、ご理解ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。またこの度、皆様におかれましては、本委員会の委員を快くお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。辞令をお渡しした際には、皆さんの顔は大変よく、快くお引き受けいただいたものと改めて感じた次第でございます。現在、日本の少子化や人口減少の状況は、今朝のニュースにもありましたように、減少の一途ということで、将来の不安が掻き立てられるような報道がございます。一方で、人口の減少が本当にそんなに悪いことなのかというように思いますと、どんどんと人口が増えている時には、いかに人口を抑制するかということ懸念に議論していた時期もございました。私の小中学校時代は、一学年12クラスもあって、運動場もろくに使えず、体育館もすし詰めといった児童生徒時代を過ごしてきたことを考えますと、今の子どもたちが小学校、中学校に上がり、また大学受験を迎え、社会に出た時に、また住宅問題等も含めまして、80万人を切る一世代は、決して悪いことばかりではないのかなと感じることもございます。また、産業革命時に生産性が一気に上がったことで人が溜まりました。機械の打ち壊し運動などもございました。また、IT革命によって、様々な事業業務が合理化をされることによって、人減らし等もありました。そのことを考えますと、少子で人口が減りながら生産性が向上しますと、生産そのものは大きく膨らむものの、1人当たりの生産性がどんどんと向上し、1人が何人かを支える社会というよりは、支える割合が大きくなって、余裕のある社会が実現するといった見方も一面ではできるかと思えます。ロボットや技術の革新、AI等、今チャットGPTが話題にはなっておりますが、こういったものを最大限駆使する上でも人口の減少は人を余らせないというよい面も出てくる、そんな可能性を日本はどの国よりも持っている、そんな切り口を、ぜひ、報道で発信していただき、よい面と悪い面、両方議論しながら少子化や男女共同参画社会の可能性について議論が進めばと願う次第でございます。そして、この場で皆様方にも、お1人お1人の知見や、それぞれの考えを忌憚なくお話いただきながら、共同参画社会の行動計画に何がふさわしいのか、こういったことをグローバルスタンダードの視点がある一方で、大東市独自の文化や伝統というもの、また1人1人の心に宿ってきた様々な思いをしっかりと反映できるような計画策定ができればと願うところでございます。どうか皆様方には、思いをしっかりと表明できるような委員会の運営にご理解とご協力をいただければと思う次第でございます。

す。本市では、平成 31 年に策定いたしました第 4 次の大東市男女共同参画社会行動計画が、本年がその計画期間の中間年を迎えることによりまして、今申し上げましたように、現状を見据えた中で見直しを行いたいということで、今回この委員会を設置させていただいた次第でございます。今後も、市民の皆様が男女の性別に関わりなく、個人の能力を発見していただき、家庭、学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野におきまして、多様な生き方が実現できますよう「あふれる笑顔幸せのまち大東づくり」に取り組んでまいります。どうか、皆様には何かとご苦勞をおかけすることになろうかと思っておりますけれども、豊富な経験に基づく貴重なご意見を賜りますよう、この後、諮問をさせていただきますので、活発な議論を期待するところでございます。どうか、皆様方には深いご理解をお願いいたしまして、開催のあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

#### 4 委員自己紹介

(委員自己紹介)

#### 5 委員長選出

#### 6 委員長あいさつ

委員長：先ほどもご挨拶させていただいたのですが、この大東プランもまさに成果を問われる 5 年間であるというように私自身も強く思っております。ぜひ、変わりつつある現場の状況をたくさんお聞きして、10 年間でこれだけの成果が出ましたといえるようなものを、市民の皆さんに紹介したいということで、頑張らせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 7 諮問書手交

(諮問書手交)

(市長退出)

(事務局紹介)

(資料の確認)

#### 【資料】

1. 会議次第
2. 委員名簿
3. 第 4 次大東市男女共同参画社会行動計画策定スケジュール
4. 会議資料
5. 大東市男女共同参画社会推進条例
6. 大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会規則
7. 男女共同参画に関する市民意識調査報告書冊子
8. 男女共同参画に関する児童等意識調査報告書冊子
9. 第 4 次大東市男女共同参画社会行動計画冊子カラフルプラン

## 8 議事

### 1. 会議の公開に関する決定

委員長：（副委員長指名）

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。今日は時間もあまりないと思います。スムーズに進めていきたいと思います。会議の公開に関する決定ということですが、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局：会議の公開について説明させていただきます。本市では、大東市審議会等の公開に関する規定により、会議の公開、非公開を会議の長が会議に図り決定することとなっております。この規定は、透明かつ公正な会議の運営を推進することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加の促進を図れるとの理念からであります。本会議につきましても、規定のとおり原則公開を想定しております。既に市民の方には告示をし、会議の開催時間までに人件室へ傍聴希望を申し込まれた方に、当日傍聴していただくこととしております。本日の会議については、傍聴希望者がございませんでしたが、以降の会議の公開についてご審議いただきますようお願いいたします。なお、大東市審議会等の公開に関する規定第3条第2項の規定により、会議の開催、もしくは進行が妨害されると認められる場合などには非公開といたします。よろしくようお願いいたします。

委員長：ただ今の事務局の説明についてご意見ありますでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：それでは、審議の公開ということで決定いたします。今日は、傍聴者はいらっしゃらないのですね。わかりました。それでは、傍聴希望者はいないということですので、早速議事に入らせていただきます。議事2の趣旨説明について、事務局説明をお願いします。

### 2. 趣旨説明

事務局：それでは、本委員会及び第4次大東市男女共同参画社会行動計画の趣旨についてご説明申し上げます。男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成するとされています。本市は平成19年に大東市男女共同参画推進条例を制定しており、男女共同参画社会行動計画の策定を義務づけております。本条例は、大東市民の皆様が男女の性別に関わらず、自らの意思によって個人の能力と個性を十分に発揮し、職場や学校、家庭や地域など、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に制定いたしました。男女共同参画社会行動計画は、平成9年に初回策定したものを、都度、効果の検証を行い、成果を引き継ぎながら、見直しや改定を経て、第4次男女共同参画社会行動計画を平成31年に制定いたしました。本計画の計画期間については、長期的な目標設定をし、着実に推進していくために10年としており、5年目を経過した中間年において、それまで行った施策の整備や社会情勢を踏まえ、見直しを行い、改定するため、本委員会を設置することとなりました。本日の資料として、皆様のお手元に配布しておりますが、本委員会は本市付属機関条例に基づき制定しております。大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会規則

を根拠として組織させていただいております。計画の内容につきましては、前回計画の目標設定や、これまでの施策、現在の国内外の社会情勢も盛り込んでいくものですが、最も大切なことが、大東市の地域性、課題を見据えた調査研究となつてまいりますことから、委員の皆様幅広い分野の意見を賜りまして、先ほど市長からございました諮問に対する委員会答申を策定いただき、市民、事業者、行政が一体となつて、男女共同参画社会を推進していける行動計画の改定に取り組んでまいりたいと考えております。あらゆる分野の皆様から、豊富なお経験に基づくご提言や専門的な知識、また、私たち行政が収集しきれていない課題なども含めた活発な意見交換により、本計画改正に何卒お力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長：ありがとうございました。今の趣旨について、何かご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

### 3. 今後のスケジュールについて

事務局：本委員会の今後のスケジュールについてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。こちらのスケジュールには、推進本部、委員会、幹事会の本計画に係る3組織を記載しております。このうち、委員会が本委員会にあたりますが、委員会以外の組織についてご説明申し上げます。まず、推進本部は、本市における男女共同参画社会の実現のための措置策を総合的に企画、調整し、かつ効果的に推進するために設置された組織であり、本計画の策定と実施の際の関係部下等の相互調整が主たる役割です。市長、副市長がそれぞれ本部長、副本部長を務め、教育長と市役所内の各部長等で構成されるものです。次に、幹事会は推進本部の所掌事務の具体的な事項について協議検討する組織として、関係、各課等の長により構成されております。本委員会につきましては、開催数を本日の第1回目を含め、最大5回程度と考えております。これから、本委員会の年間予定を順にご確認いただきます。本日の委員会の後、コンサルタント会社の名豊さんとともに、計画骨子案を作成いたしまして、5月下旬から6月上旬頃に本委員会へ提出、ご検討いただきます。この時にいただきましたご意見を基に、その次に計画の素案を作成いたしまして、7月中旬頃、委員会で1度目の計画素案の検討をお願いいたします。この計画素案の検討段階が最も時間を要するため、8月下旬に委員会の皆様に素案の最終検討を行っていただいた後、市民の皆様のご意見を計画に反映するためのパブリックコメントを実施いたします。10月上旬には集約いたしましたパブリックコメントを委員の皆様にご提出し、本計画の最終検討をお願いいたします。その後、11月中旬に推進本部との調整を経て、計画案を確定し、12月議会にて市議会で承認をいただき、令和6年4月から本計画を実施してまいります。

以上が本委員会のスケジュールとなりますが、委員会開催日については、あくまで現時点での予定となっておりますので、進捗状況によって前後する可能性がございます。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。簡単ではございますが、スケジュールについてのご説明は以上となります。

委員長：ありがとうございます。今のスケジュール案について、何かご意見ありますでしょうか。時間がないように思いますので、活発なご意見よろしくお願いいたします。

質問です。推進本部と幹事会、これは委員会がどのようにコミュニケーションを取ったらよいのでしょうか。そういったことはお考えになっていますか。

事務局：はい。直接の機会というものはないのですが、委員会でお話していただいた意見であったり、推進本部会議であったり、幹事会で出たご意見を皆さんと共有しながら行っていきたくと考えております。

委員長：わかりました。私たちも言いつばなしということではないということですね。このプランの60ページです。第4次ですが、これの元が作成されているのですね。この時に参加していただいている方もいらっしゃるし、していただけない方もいらっしゃいますが、かなり激論で熱く語っていただいております。それは平成29年ということで、5年前です。5年を振り返ってみますと、コロナの問題や社会情勢が非常に大きく変わったことはあります。それから、先ほどおっしゃっていたような人口構成や若い人たちの意識というのは、非常に大きく変わったということがありました。この会議では男女共同参画に対する市民意識調査、児童等意識調査という最新の調査を読み解きながら、その中に反映していくという形にしたいと思っております。早速ですが、この委員会でこういうことをぜひ取り入れていただきたい、現場のほうはこうですといったご意見を伺っていきたくと思っております。

薬局の方にお伺いします。緊急避妊薬について、ニュースなどで報道されてはいるのですが、現場はどのような感じですか。

委員：薬局全部に置いているわけではありません。産婦人科の側にあるところなど、割と特定のところしか対応ができないようになっています。

委員長：女性相談では、そのようなことについてはどのような対応をされていますか。

委員：電話相談はやっているのですが、ネットで買われる方がすごく増えてきています。72時間以内ということですが、ネットで検索すると24時間以内に送られてきますとあるので、若い人たちは手が出しやすい。ですが、その避妊薬は輸入ものであることが多いので、副作用があった場合に、近くの婦人科へ行ってもドクターは対応できないということが多いそうです。開発しているドクターに聞いても、やっぱりすごく不安ということがあり問題です。あまりお勧めはできないとは思いますが、簡単に手に入る緊急避妊薬は、若い人たちにこういう危険性があるということも周知していく必要があると思っております。

委員長：私たちもわからないですし、そういう情報を若い人たちにどのように知らせていくのか、まだほとんどやってないということでしょうか。

委員：薬局のほうでも、扱えるところも時間で閉まってしまうと対応できません。ただ、薬局はほぼ24時間対応という形で電話をかけてもらえれば薬剤師につながるようにはなっています。そこで対応をどうするかというのは私たちも決めなければならないところだと思えました。

委員長：薬剤師会のような集まりで、そういうことが議論されて、一定程度の共通認識があるのですね。

委員：そうですね。薬剤師会の地区によっても違うとは思いますが。今、薬剤師会でそれが問題になっているかという、あまり聞いてはいないです。

委員：中学校を中心に命の学習というのをしております。子どもが誕生する神秘の話から始ま

って、命というものはいかに大切なものか、そして責任を持たなければならないということ子どもたちに話をしています。責任を持たなければならないので簡単なことではないのだということを説いてはいます。ただ、具体的にこうなった場合にどうするということころまでは、なかなかまだ踏み込んでいないのが現状です。中学生ぐらいになりますと、まったく妊娠をしないということはないといい切れない現状がございませう。その時になって慌てるというのが現実です。

委員：避妊薬など、お薬については、各ケースの方々にというところが1つの障害福祉なので掴みきれてないところがあります。いわゆる性被害のケースの話というのは、やはり女性の方が多くて、男性で性被害を受けたという相談や事案は何年間か振り返ってもうちの事業所の中では聞きません。そこは男女差があると思います。性被害と関係なく、お子さんが誕生した時に、お父さんのほうが育休を取るということも増えてきています。職員がとこのを含めると、福祉の世界の中ではお母さんが産休、育休を取るということが多いような気がします。そういったところも含めていうと、支援に関われる男女差という波が生まれてしまい、その波が生まれる中で、障がいのある方の生活がその波にのらない形でちゃんとバックアップしていくというのは結構根深い問題だろうと思います。

委員長：人権、あるいは教育現場での人権教育の非常に大きなポイントになると思います。今のお話を聞いていると、やはり情報が少ないということですね。私たちはほとんど知らないことですし、そうしたら子どもも知らないままです。でも、子どもはまた全然違うルートで情報得ているかもしれない、そういうミスマッチがありますよね。ということは、どこでそういう教育啓発をしていくとか、あるいはコミュニケーションを取っていくかということが大切になってくるということになります。そうしますと、今いっているように、教育の現場、あるいは医師会、助産婦さん、薬剤師もそうですが、そういう専門のところを普及活動に力を入れていただくことで、情報を見つける機会をたくさんつくっていくということは必要です。

委員：望まない妊娠をする人と、例えば、性行為をしてコンドームが破れていたという場合など、被害にあつての緊急避妊とは違います。今、#8891で性被害にあつた時にはワンストップ支援センターにつながる電話番号があります。被害に絶対にあわないということはないので、大前提に被害にあつた時にはこのような方法があるということをお小さい頃から人間関係、人とのつき合い方、人権教育につながると思うのですが、浸透させていけたらと思います。

委員長：推進本部には教育長も入るとのことでしたね。このようなプランをしていく時に1つの壁になっているのが、教育の現場と男女共同参画がどのように連携していくかで、なかなか難しいというのはずっとありました。そういう意味で、こういったことをお願いした時に、学校側は、それは校長の裁量にかかっているとか、あるいは他にたくさん人権研修があつてやっている時間もないとか、あるいは教師が働きすぎでそんなことはできないなどいろいろあると思うのですが、この壁をどのようにぶち破っていったらよいのでしょうか。

委員：教師が働きすぎであるというのは、まさにそのとおりだと思います。問題に関する研修というのは必要不可欠なものだと思います。今お話を聞かせていただきましてふと思ったのが、学校の中に掲示物がございませう。いろんなことで啓発をする掲示物があるのですが、

緊急の場合はここに連絡しなさい、ここでいろいろなことを教えてくれるよというようなものが意外と少ないかと思えます。小さなカードだけを女子生徒だけに渡すような感じになっていて、もっと大々的に校長室の前に貼るといったことも必要なのではないかと思います。困った時にはここを見なさいっていうような形で、まずは行動していかなければならないかと思いました。もし、それができるのであればすぐにやっていただきたいと思えます。

委員：現状の評価の中で、例えば、セクシャルマイノリティや性の多様性についてはもう家庭科の中で学ぶように指導要領の中ではなっています。生殖の仕組みは家庭科や保健体育の授業になるのですが、既存の教科教育の中でデートDVやジェンダーについて教科の中で取り入れていくということも現場の先生としてできるのかどうか検討されたらどうかと思えます。また、委員長がおっしゃったように、今後の予定というところで、これは当事者としての話なのですが、自分自身が妊娠して産婦人科にかかって初めて知ったのですが、暴力被害にあった方は相談にきてください、相談の外来がありますとトイレの個室にシールが貼られていました。海外でもトイレで、個室で1人になって、そこに貼られている情報はインプットされやすい面もあるので、そういった形での情報提供の仕方もしかしらできるのではないのでしょうか。小学校の高学年ぐらいの子どもたちには必要かもしれません。

委員：評価の中で、性の学習に関しては、理科、家庭科、保健体育の部分でもう既に行っております。生々しいところまではなかなか出せない部分がありますが、どのような仕組みになっているのかということは伝えていきます。デートDVに関しては、残念ながら突っ込んだ教育というのは学校間の差があると思えます。中学校ではデートDVに関しては講師を呼んで、数回に分けて子どもたちに講習をしています。ただ、もう一度申し上げますけど、やっぱり学校間で少し差があるなというところが現状かと思えます。

委員：性のことは教育でどうするかという時に、常に寝た子を起こすなというような組み合わせがあります。寝た子を起こすなというご意見をお持ちの方ももちろんいらっしゃって、それはそれで全然間違いでもないと思えます。校長室の前にポスターを貼るというのは、おそらくハードルが高いと思えます。私も多分中学でそれ見たらドキっとすると思えます。トイレに貼るなど、小分けするということがとても大事かとは思っています。ただ、女性だけにそれ伝えるというのは明らかにおかしいです。男性にも別の場所で、こういうことが起こっていてということを伝える場所は必要かと思えます。場合分けをするというのは必要だと思えます。

委員：小学校のことをお話しさせていただきます。小学校の1年生ぐらいで命の学習をします。最初は男の子、女の子の体の違いという学習から始まります。そして高学年になってから心と体のつくりを学んで、生理、妊娠の話までの勉強をしています。体育の時に着替えをしますよね。昔は6年生、5年生ぐらいが男女別の部屋で着替えていたのですが、それは年々下がってきています。小さい頃から男の子は女の子の体に興味が出てくるので、今は同じ教室で着替えるのは1年生、2年生だけです。3年生ぐらいから別の部屋で着替えています。同時に、どこまで教えてよいのかが問題だと思えます。被害にあう可能性があるということで止めるのか、どの時点で実際にあなたの体の状態によって被害にあう可能性

があるということも含めて教えなければならないので難しいです。時間がないことはないです。今、問題になっていることを取り上げていかないといけないので、学校教育の中でやれないことはないと思います。ただ難しいのは、どの時点でということと、もう1つは子どもが教える前にネットなどで知識を持っている場合があります。子どもの知識の先取りということがあります。今教えなければならない以外のところで、ぼんと質問する子どもがいたりすると、全然知らない子どもがそれを知ることになることになるので、その難しさがあります。その兼ね合いが難しいので、なかなか時間はあっても難しいことだと思います。

委員：私には小学校3年生と1年生の孫がいます。遠方にいるのでめったに会わないのですが、春休みにうちに来ました。私の息子の子どもなのですが、息子は仕事なので来ません。母親と3人で来て、母親は実家に泊まり、子どもは向こうにいたり、うちへ来たりという感じで、つまりうちは子どもだけが泊まるという場所になりました。その際に、息子から自分の家のいくつかのルールがあるので伝えておきますというメールがきました。その中に3年生の子どもが男の子、1年生の子どもは女の子なのですが、3年生の孫と私は一緒にお風呂に入らない、お互いに異性の裸は見せないというのをルールにしていると言われました。早いなと思いました。それがいいか悪いか私にはわかりませんが、そういう家庭の教育や、家族でのコミュニケーションっていうのがとても大事なのかなと、今の話を伺いながら感じました。

委員長：同感です。親の影響、学校の影響、それからメディアの影響も受けますし、やはりそこで彼らも悩みますよね。その時に、どう教えてもらうかということではなく、その人にどう話してもらおうかということが必要ですよ。例えば、私が思うに専門のお医者さん、あるいは看護師さん、あるいは薬局、あるいはそういう体験をした人、そういった本当に彼らの心にと届くようなリアリティのある教え方、語り方をすると、子どもたちもこの人は本当のこといってくれているとか、自分が考えていることはおかしいのではないかなとかいうようなことにもなるわけですよ。ですから、そういう教材を真剣に考えていかないといけないと思います。先生に任せておくだけではダメなところがあります。信頼があった上で、そういう微妙なことを話してもらえという機会が必要です。例えば、この人に話してもらいたいとか、現場のリアリティのある話をしてもらおうと非常に勉強になりますよね。子どもたちも受け止めてくれるだろうと思いますし、例えば、子育てのことでお考えになっていることなど、そういう事例、あるいは薬剤師の方がこういうこういうことですよというような、悩みといったものを話していただくという、現場事業というものがもう少しあればよいと思います。どう教えるかというよりは、どう語るか、それを彼らがどう受け止めてくれるかということではないかと思います。

#### 4. 資料説明

事務局：資料4のご説明をさせていただきたいと思います。説明を名豊さんからさせていただきたいと思います。

コンサル：お手元の右上の資料4と書いてあります資料をご用意いただけますでしょうか。

こちらにつきましては、今年度の計画作成を踏まえて、法律の位置づけであるとか、前提となる情報提供ということで計画の概要並びに統計データ、アンケート調査につきまして、



時間に限りがありますのでポイント、目立ったところにつきまして、私からご説明申し上げたいと思っております。

まず、資料4につきましては、計画策定の背景としまして、冒頭に事務局からありましたが、男女共同参画社会におきまして、男女共同参画社会基本法の法律の中でこういった社会を目指すのかということが謳われています。それを男女共同参画社会のイメージ図として記載されており、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を進めることで、1人1人の豊かな人生につながっていくということが目指す社会として位置づけられております。そうしたことがまず前提としてあります。

2ページ目を見ていただきますと、第4次の5年前のカラフルプランを策定した以降の世界の動きや、国の動き、大阪府の動きはどういったものがあつたのかをまとめております。特に大きな点として、SDGsにつきましては、国際的な状況の中でジェンダー平等を実現するというのがターゲット、目標のゴールの1つにもなっておりますし、委員長からもありましたように、コロナウイルスの感染症の影響についても、世界情勢の中で、特に日本におきましては、そのジェンダーの社会的な差別や、行動的な問題が女性に直撃してしまったという情勢も出ています。また、国の計画としましては、令和2年に第5次男女共同参画基本計画を策定されています。

続きまして、3ページが、第4次計画の取り組みと課題としまして第4次計画の中で数値目標を設定した項目について評価をしております。評価がわかりやすいようにできないかといったところで、中間評価値の達成状況の3ページの中に少し表を記載させていただいております。評価区分としまして、AからEでこの基準に沿って目標値を達成したのか、目標値に向かって改善してきているのか、横ばいであるのか、また、悪化しているかとの判定をさせていただいて、第4次プランの達成状況はどうだったのかを見えるようにしております。そちらの判定結果が4ページでございまして、それぞれの項目が1から14まであります。また、男女の分けもありまして、項目数はもう少し多くなるのですが、それぞれAからDの判定をさせていただいております。男女共同参画に対する意識や周知の部分につきましては、おおむねA、Bの改善、もしくは目標達成ができていて項目が多いと見られます。一方で、C、Dを見てみますと、職場、地域の活動、そうした家庭以外の場についての共同参画の状況については、なかなか難しいといった結果が出ております。次回以降で議論をいただく際に、そういったところを踏まえてどうしたら改善できるのかといったアドバイス、もしくは意見をいただければありがたいと思っております。

続きまして、5ページ、第2章と記載させていただいております。計画の基本的な考え方でございます。計画につきましては、第4次計画の中間見直しということになりますので、大きな方針につきましては、第4次プランを引き継ぐといったところで考えております。一方で、国の計画も見直しされており、今回アンケート調査の結果も得ておりますので、そちらを踏まえながら課題を踏まえて見直しをしていくということでございます。計画の位置づけにつきましては、男女共同参画社会基本法に基づく計画と、あとはDV防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、更には女性活躍推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に位置づけた計画とするといったところで、こちらについては前回のプランと同様にしていきたいと思っております。

6 ページについては、関連法の条文の根拠を記載させていただいております。

7 ページにおきましては、計画の策定サイクルとしまして、計画を策定するにあたり、市民の方々についての意見をしっかり取りながら、計画の見直しをしていくといったことと推進本部会議、幹事会等の庁内の部分と、本委員会の審議をしっかりと議論いただきまして、大東市さんのよりよい計画にしていきたいということを書いております。計画の基本理念につきましては、「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」という推進のために、人権の尊重と男女共同参画社会の実現を目指しますといったところを、第4次プランの基本理念を継承していきたいと思っております。

8 ページについては、基本理念の詳細が記載されており、こちらについては大東市男女共同参画推進条例に基づく理念でございます。

資料4につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

こちらにつきましては、男女共同参画に関わる統計データとしまして、国勢調査や住民基本台帳、並びに市の保有している統計データから男女共同参画に関係するデータについて整理をさせていただいております。

まず、1 ページにおきましては、少子高齢化の進展としまして、まず年齢3区分別人口と高齢化率の推移を上段に記載しております。15歳未満が1番下、真ん中が15歳から64歳未満、1番上が65歳以上となっております。1番上に、総人口の数字を入れております。グラフを見ていただくとおり、年々人口は減っていくといったところも、将来人口も含めて推計されております。15歳未満の数字については、少なくなっていく、1番上の65歳以上の人口が増えていくといったところがございます。下段におきましては、合計特殊出生率の推移ということで、全国につきましてはずっと下がってきていますが、大東市におきましては、1.26で令和元年からは横ばいになっている状況でございます。

続きまして、2 ページ、3 ページにかけて、女性の就業率の状況を年齢別に記載しております。こちらにつきましては、いわゆる25から39までの女性の就業率が、一旦落ち込むM字カーブといった表現がいわれておりますが、改善されているのかどうか大きなポイントになっております。まず、2 ページの上段につきましては、国勢調査の平成27年と令和2年の数字を比較したものでございます。こちらについては、55歳以上60歳以上の方につきましては、女性の就業率は上がってきています。25歳から39歳の部分、特に30歳から39歳の部分につきましては、M字カーブの改善には至っていないといったところがございます。続いて、2 ページの下段につきましては、女性の年齢別就業率を国、大阪府との比較をしたものでございます。こちら令和2年の数字でございますが、大阪府に比べては女性の就業率は高くなっていますが、全国に比べると少し低い数になっております。

続きまして、3 ページが細かな統計でございます。女性の既婚、未婚での就業率の差と、既婚女性の平成27年、令和2年の比較をしております。まず、既婚、未婚との比較につきましては、既婚の女性の中で子どもを産む、産まないという選択もございしますが、子どもを持たれている方も、割合としては、内訳としては多いのかと思います。この方々が就業しやすい環境が整っているといれば、この就業率自体が前回の国勢調査でも上がってくるのではないかといった仮説のもと統計を拾っております。当然、既婚、未婚ということで

いいますと、既婚の女性につきましては、先ほどの 30 歳から 39 歳ですと、20%、30%の差がございます。3 ページの下段におきましては、この既婚女性の就業率の比較をしまして、30 歳から 39 歳につきましては変化が見られていないといったところでございます。続きまして、4 ページです。こちらにも国勢調査の数字でございます。雇用状態の状況です。男女別、また大阪府、全国との比較をしたものでございます。正規の職員、従業員、労働者、事業所の派遣社員、パート、アルバイト、その他といった区分で、それぞれの構成割合を比較しております。女性の雇用形態の状況、下の方を見ていただきますと、正規職員、従業員が大東市さんでは 29.8%となっております。大阪府、全国よりも少なくなっているということでございます。裏返しでございますが、パート、アルバイト、その他が 39.5%と高くなっております。

5 ページにおきましては、大東市の職員、教員の状況でございます。こちらは一部表の注釈で訂正をさせていただきたいと思っております。表の下、「中役職者の欄で、教育長は除く」というがありますが、こちらについては誤植でございますので削除させていただきたいと思っております。申し訳ありません。こちらにつきましては、平成 30 年に比べて庁務員、作業員、給食調理員の女性比率は 23.3%上昇しているといったところでございます。

続きまして、6 ページにおきましては、小中学校における教職員比率、離職比率でございます。こちらにつきましては、第 4 次のプランのタイミングで、令和元年度時点より小学校の校長などで大阪府との比較については、高い割合であるといったところでございます。また、地域に目を向けていきますと、7 ページでございます。地域における女性の参画状況といったところで、民生委員、児童委員の方々については、女性の比率が高くなっております。区長におきましては、低い割合になっております。

また、8 ページにつきましては、在住外国人の状況で、多様な国籍の方、その他が増えてきているといったところでございます。

また、9 ページにおきまして、相談の状況としまして、アクロスにおける女性の相談実績の推移を記載させていただいております。令和元年から令和 4 年度かけて増加しております。特に生き方の相談件数は、8 件から 30 件と増加しています。

また、10 ページにおきましては、人権室の相談件数の推移で、令和 4 年度におきましては 89 件のうちDV相談が 77 件と多く見られていたといったところでございます。

11 ページにおきましては、こちらからが国の統計になっております。新型コロナウイルスにおける女性の影響がどうだったのかといったところが、国の資料に記載されておりましたのでご紹介させていただきます。就業者数の推移を見ますと、緊急事態宣言が出された以降、女性の減少の幅と減少率が男性に比べて非常に多く見られたということがありました。また、自殺者の推移におきましても、女性の自殺者が、令和 2 年以降増加といったところがあります。男性もそうなのですが、女性に顕著に見られました。

資料 5 につきましては、説明は以上でございます。

冊子にある市民意識調査と児童との意識調査の結果におきまして、主にポイントとなる部分につきましては、説明をさせていただきます。

まず、お手元にある男女共同参画に関する市民意識調査報告書をご用意いただけますでしょうか。

表紙めくっていただきまして、1 ページを見ていただきますと、調査の概要を記載させていただいております。調査対象、時期等も記載させていただいておりますが、前回と違うのがインターネットの回答も併用する形でさせていただきました。

構成としましては、調査の全体の結果の傾向といったところで、2 ページから6 ページまでが主な調査の結果の概要を取りまとめております。特に計画の中で重要じゃないかというポイントについては、こちらで取りまとめさせていただいております。またお時間ある時に読んでいただければありがたいと思います。その中で、特に状況として、ポイントとして、傾向が見られたものについてかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、14 ページ以降、大きい見出しとして、男女平等と性別役割分担についてがあります。こちらについては、女性、男性を比較したものと、また16 ページ以降については、その経年の比較、それぞれ家庭生活、雇用機会、働く場などの場ごとに性別の経年比較を実施しております。こちらにつきましては、学校教育の場を除き、多くの場面や分野で男性が優遇されているという意識が高くなってきているということが見受けられております。特に男女との差が多いものとして、家庭の場が男性と女性の差が多いということが見受けられます。同じ家で暮らしている中でも、男性と女性の意識差が見られたということは把握していくべき重要な視点ではないかと考えております。

続きまして、男女共同参画の意識の部分の重要な設問が21 ページにあります。「男は仕事、女は家庭という性別役割分担の考え方についてどう思いますか」ということで、こうした意識の部分が反対の方が増えるかどうかということが、うまく啓発できたかどうかといったところになります。こちらも性別での経年の比較をしております。否定的な意見が、全回調査より増加しており、全国調査との比較をしても、否定する意見が男女共に高いといったところなんです。市民の意識については、啓発の効果もあると思いますが、非常に改善してきていることが見られております。

続きまして、問題であった家庭の部分での男性と女性の差を踏まえるために、25 ページをご覧くださいと、まず家庭内でも役割分担はどうなっているのかを聞いております。こちらを見ると、女性のほうが、黒いグラフの色が多いということが視覚的にもわかるかと思えます。基本的には女性のほうが多くされているという現状であるといったところがございます。そうしたところを踏まえながら、今回追加した設問としては、家庭の役割分担について満足をしているのかを聞いた設問が35 ページにあります。こちらも見るとおおり、「満足」「ある程度」と達したのを見ますと、男性が達したものが割合として高く、女性は男性に比べるとそこまで高くないということで、やはり現実を見る視点であるとかいうところから、男性と女性は違ってしまっているということは大きなところかと思えます。男性と女性のその平等感のギャップが生まれてしまっているのではないかと考えております。

続きまして、37 ページからがワーク・ライフ・バランスについてです。仕事と家庭の調和といったところで、望む働き方のバランスが取れているかということでございます。37 ページにおきましては、どういったバランスでやっていくのかを希望されているかといった集計結果になりました。

また、39 ページにおきましては、それをどのように実現できているか、現状はどのようなのか

を聞いております。こちらにつきましては、男女ともに仕事、家庭生活の両方を大切にしたいという希望を持っておられるといったところがありますが、現状男性は仕事、女性は家庭生活とせざるを得ない、優先しているといった割合が高く、希望と現状に差があるといったところでございます。

続きまして、43 ページです。こちらにつきましては、女性と職業についてです。女性が職業を持つことについての意識、考え方が、どう変わってきたのかを把握したいところで聞いております。男女ともに女性が職業を持つことに対して肯定的な意見が多いといったところで、また女性が女性の思うとおりにすればよいといったような、女性の主体的な判断を重視する意見が多くなっております。また、ずっと職業を持ち続けるほうがよいといったところが、前回の調査よりも増えています。女性の就業が増えて、共働きの世帯が増えているということが全国的なところでございますが、大東市におきましても、そうした意識といったところが市民の方にも増えてきています。

続きまして、50 ページをご覧ください。こちらからが男女間の暴力について、DV、デートDVといった内容について聞いております。まず、50 ページ、51 ページのところ、どういったことがDVに該当するのかといったところ、DVだと思うかどうかを聞いております。また、後半のところ、実際そうした被害を受けた経験があるかを62 ページ、63 ページで聞いています。また、男女別で、細かな集計も前回調査の比較をしておりますが、傾向としましては、前回よりもDVと判断する意識は高まっており、DVに対する市民の認識は上がってきています。ただ、DVの部分につきましては、あらゆる細かな内容を聞いておりますが、常に相手の考えを聞かずに物事を計画したり、決めたりするなど、相手への過干渉、自己中心的な振るまい、直接的な物理的な暴力以外の内容につきましては、まだまだ周知の必要な部分があるのではないかといたるところでございます。

続きまして、78 ページをご覧ください。一部、計画の指標項目にもなっております条例の認知度も含めてになりますが、男女共同参画に関する法律や言葉、事柄について、市民の方が知っているかを聞いております。こちらを聞いてみますと、育児介護休業法、DV防止法、ジェンダーについては、非常に認知度が高いといったところであります。その他の法律、社会用語については50%程度、市の計画条例については20%以下で、まだまだ周知が必要な状況ではないかと考えております。

また、83 ページをご覧くださいと、ダイバーシティ、多様性についてを聞いております。特に、今回LGBTをはじめとするセクシャルマイノリティ、性的少数者についての認知状況や、その方々が暮らしやすい社会になっているかといったところを聞いております。こちらについては、認知度は言葉も知らない方が15.9%で、まだまだ周知をしていく必要があると考えております。当事者ではありませんが、市民の方々につきましては、セクシャルマイノリティの方にとって生きづらい社会かにつきましては、84 ページでございますが「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を足し合わせますと、7割、8割になり、やはり暮らしにくい社会ではないかとの評価になっております。

市民意識調査につきましては、以上でございます。

続きまして、児童等の意識調査につきまして説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、目次を見ていただければと思います。今回、児童等の調査につい

ては、前回同様対象としましては、小学生、中学生、高校生、大学生を対象にアンケート調査をしています。それぞれ対象ごとに意識の部分に絞って説明させていただきます。

まず、小学生の調査につきましては、2ページ、3ページで、結果の概要として、市民意識調査と同様にポイントになるところをまとめさせていただいております。

その中で、特に意識の部分に目を向けますと、5ページからが、男女平等と性別役割分担意識についてでございます。こちらにつきましては、細かな経年での比較は6ページ、7ページ、8ページにそれぞれの項目ごとに記載をしております。こちらにつきましては、いずれの項目も、否定的に捉えている割合が増加していることが見受けられ、意識のほうは改善をしているというように思っております。

12ページをご覧くださいますと、家庭環境の影響もあるといったところが議論もありましたが、「男の子だから何々しなさい」、「女の子だから何々しなさい」といわれたことがあるかを前回同様聞いております。こちらも前回との比較をしております。「よくいわれる」「時々いわれる」を足しても前回調査に比べて少なくなってきたといったところです。保護者の方も意識の部分が改善され、子どもに「男の子だからああしなさい」ということは少なくなってきたのではないかと想定しております。

続きまして、中学生に移らせていただきます。

27ページからが、中学生の調査の内容になっております。27ページから29ページにかけて、中学生の調査の概要の取りまとめになっております。

31ページは、男女平等と役割分担意識についてでございます。こちらも32ページ以降、細かな集計をして全回調査との比較をしております。5割以上が否定的に捉られている項目として上がったのが、「学級代表や委員長は女子より男子のほうが向いている」や、「教室の掃除や整理整頓は男子より女子の方が向いている」など、4項目でございます。

更に38ページを見ていただきますと、先ほどの親の影響といったところの、「男の子だから〇〇しなさい」「女の子だから〇〇しなさい」につきましては、中学生も「よくいわれる」「時々いわれる」という割合は減っています。

続きまして、68ページからが高校生の調査の結果になっております。

68ページから70ページにかけて、まとめを行っております。

特に、74ページですが、こちらが市民意識調査と同様な項目で、あらゆる場における平等感がどうかを聞いております。こちらについては、男女とも5割以上が平等としている項目としては、職場、アルバイトを含む、自治会などの地域活動、学校教育の場、でございます。逆に、低かった項目については、雇用の機会や働く分野、政治経済活動に参画、社会全体が低く、女性のほうが男性よりも不平等と感じている割合が高いといったところでございます。

続きまして、77ページでございます。市民のほうでも聞いておりました固定的役割分担意識の部分の状況でございます。こちらについては、男は仕事、女は家庭という考え方については、性別に関わる部分を否定的に捉えている割合が高く、否定的に捉えている割合は男性よりも女性の方が高くなっているという状況でございます。

続きまして、81ページでございます。市民意識調査のほうでも聞いていた項目でございます。「女性が仕事をするということについて、あなた自身はどのように考えますか」で、特に女性

の思うとおりにするのがよいが大きくパーセンテージとして増えてきています。

続きまして、96 ページをご覧ください。デートDVについての認知度を聞いたところでございます。DV、デートDVだと思うかを聞いております。98 ページ以降が、その経年での比較を実施しております。デートDVの認知率については、女性では8割、男性6割で、性差があります。こうした意識差につきまして、男性も含めて啓発が必要ではないかと考えます。

最後でございしますが、大学生に移らせていただきます。

125 ページからが大学生の調査の結果でございます。125 ページから 127 ページまでが調査の概要になります。

129 ページを見ていただきますと、大学生の中での平等感について取りまとめしており、131 ページからが経年での比較をしてございます。5割以上が平等と回答したのは、職場、アルバイト、自治会等地域活動、学校教育の場で、高校生と同様となっております。また、5割未満については、家庭生活の場、政治経済活動に参加、法律、制度、社会通念、慣習やしきたり、社会全体となっております。

134 ページを見ていただきますと、男は仕事、女は家庭という性別役割分担の考え方につきまして聞いております。それについて否定的に捉えている割合が高くなっているといったところでございます。女性でも高いのですが、男性については「間違っただけだ」という割合が73.9%となっており、大幅に改善しておりました。

また、デートDVについては、149 ページからが内容になっておりまして、こちらも前回調査と比較しますと「知っている」という割合は大幅に改善をしております。一方で、「知らない」の割合も1割程度あります。説明は以上でございます。

まとめとしましては、やはり意識の部分については、非常に改善をしているといった結果ではないかと思っております。DV、デートDVについても、認知度が上がってきております。一方で、平等感については、市民の方々につきましては男性が優遇されているのではないかと回答が増えております。こちらについては、弊社の認識としては、やはり現実を見る目、性別役割分担意識が解消されてきているので、より厳しく見ていくという方が増えてきたことによって、「いや、今はちょっと平等じゃないな」というように感じる方が増えた結果で、平等といったところが減り、男性優遇という割合が増えたのではないかと思っております。ただ、女性と男性での改善のスピードにつきましては、改善のスピードが女性のほうがあるというところで、その男性と女性の部分の意識差といったところが、特に家庭で顕著になっており、女性の満足度があまり高くないといった結果になっているのではないかと感じております。

説明は以上でございます。

#### ⑤意見交換

委員長：ありがとうございます。今の説明で特にこういう点について議論したい、あるいはこれにはショックを受けたというような、そういう意見がありましたらご発言をお願いします。

女性の働き方が少しは高くなったというようなデータがありましたが、いかがでしょうか。

委員：貴重なデータをありがとうございます。ハローワークとしまして、女性のお客様から今よく聞く現状を報告させていただきます。健康保険の改正で、扶養や税金といった関係で100万円の壁があります。今回、健康保険の改正で週の労働時間が20時間以上で、これは従業員数が50人以上の企業さんを対象に健康保険が対象に介入しなければならないようになりました。それに伴って辞めなければならない、そのまま引き続き働くなら自分で保険に加入しなければならないので、結果的に所得が下がってしまい、それは避けたいのでご主人の扶養で働きたいということで離職しなければならない方が増えてきています。その辺もじゃあどうしたらよいのかも含めて、ご検討いただければと思っております。

委員長：ありがとうございます。国でしかできないこともあるけれども、自治体でどういうことができるかということで、非常によいご意見をいただいたと思います。他になにかお感じになられた方はございませんか。

委員：この委員会にあの参加する前に、報告書を読ませていただきました。ちょっと気になったところが、女性が仕事を続けることについて、育休や短時間勤務などがあります。私の会社でも20人ぐらいが制度利用をしているのですが全員女性です。結局のところ、育児、介護は女性の役割というような現実はあると思います。ですから、標準的な働き方を変えることが1番大事だと思っています。標準というと、男性のような働き方になるのですが、長時間労働や、何かあった時のバックアップをできるとか、そのようにしないと制度の充実で女性支援となっても、結局女性が育児、介護をすることになって、短時間勤務でまたお給料が下がることになります。経済的な問題があるので、そういうところに全部関係してくるのかなと思います。なかなか女性の支援というところに目を向けすぎるとするのは、ちょっとリスクがあると思います。

委員長：そうですね。女性の勝手に好きにすればよいというのは多いけれど、それだけではダメですよ。

委員：男女共同参画も女性活躍支援もそうなのですが、女性の応援をしてあげる、女性も配慮を受けながら働くのは気が引けるし、そうじゃないというのも女性の側からはいいにくいことがあると思います。

委員：資料5の2ページにM字カーブのところで、これを見てM字が改善されてきたということでしたが、女性のグラフだけ載っています。先ほどおっしゃったように、女性だけにいつているってところで、男性もこれぐらいのM字を描いたらよいのではないかと思います。女性もこれぐらいのM字は当たり前ですし、男性も逆にいえばこれぐらいのM字が当たり前で、それが選択できる社会なので、女性のM字ばかりいわれるのですが、女性のM字が解消して男性もM字を解消したら、全員がそこで働いている。資料の関係で女性だけ載せていただいていると思うのですが、実際、育児給業が出せる企業は増えているけれど、やはり女性が男性に比べてほしいのは選択肢してもいいよということだと思うので、何かメッセージが必要かと思いました。

委員：育児休業ですが、男性も増えています。ただ、すごく期間が短くすぐに復職されます。女性のほうがやはり1年とか取りますので、その辺が根底にある差別というものかと感じております。会社のほうも、男性の長期育次休暇を認めるという制度がないのが現状かなと思います。



委員長：そういう意味では、新たな課題がたくさん出てきた調査結果かと思います。次回は今日の調査を踏まえながら、男女の意識の差でこういうことが問題なのではないかということ、それから両立支援としてどういうことができるのかということ、それから数値目標の点検ということもあります。大東市男女共同参画推進条例の認知度がこんなに低いのかといったことも議論しないといけません。数値目標の点検、それから今出てきましたような諸制度が改善されて、働く現場で新しい動きが出てきて、それに対してどのようにしていくのか、そういったことですね。もう1つはDV啓発の問題がありました。こういうことについて、更に議論を深めていきたいと思います。今日いただきましたご意見をベースにしながら次回ももう少し深めていきたいと思います。

事務局：委員長、ありがとうございました。事務局から事務連絡等させていただきたいと思います。

事務局：事務局からの次回の日程について、お伝えさせていただきます。今のところ5月24日水曜日、午前10時からとさせていただきます。ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第1回大東市男女共同参画社会行動計画策定議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。